⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　次に掲げる要件を有する者であること。

１）平成21年４月１日以降に元請けとして完了した、調達物品又は同種物品を製造し、納入した実績を有すること。なお、同種物品とは、「電気通信事業者等の通信回線を用いた広域監視制御システム」をいう。ただし、広域監視制御システムとは、中央処理装置、補助記憶装置、通信制御装置、信号変換インターフェース装置等から構成され、設備等の監視（状態・計測値等の表示）及び制御を行うものをいう。

２）調達物品の設計・製造・設置・調整を行うために必要な組織体制を有する者。

３）調達物品の製造計画等を適切に行える者。

４）調達物品に対し、適切な品質管理体制が整備された者。

５）調達物品に対し、サービス体制及び部品供給体制が整備された者。

①　障害が発生した場合に技術的な問い合わせができる窓口を有すること。

②　障害の修理、解析等の要請に対し、72時間以内に技術者を当該機器の設置場所に派遣できる体制を有すること。

③　使用部品について、最低10年間供給できること。

④　部品の供給を要請した場合は、６ヶ月以内に納入場所へ部品供給できること。

⑻　入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書の問い合わせ先

〒540―8559 大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎11階　大阪航空局総務部契約課契約係　電話番号06―6937―2708

⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話番号0570―000―683（ナビダイヤル）

03―4332―7803（ＩＰ電話等をご利用の場合）

⑶　入札説明書及び仕様書の交付期間並びに方法

①　交付期間　令和６年９月19日９時から令和６年10月21日17時まで

②　交付方法

㋐　電子調達システムにより交付する。

㋑　やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、交付期間内の土曜日、日曜日及び祝日等を除く９時から17時までの間に３⑴に問い合わせること。

⑷　申請書及び資料等の提出期限　令和６年10月22日14時

⑸　電子調達システムによる入札及び郵送による入札書の受領期間　令和６年11月１日９時から令和６年11月14日17時まで

入札書を持参する場合の受領期間　令和６年11月１日９時から令和６年11月15日10時まで

⑹　開札の日時及び場所　令和６年11月15日10時　大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎11階　大阪航空局入札室

４　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項

①　電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（申請書等）を３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。

②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに３⑴に示す場所に提出しなければならない。なお、いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な申請書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。また、入札書に本件責任者、担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要求要件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。なお、落札者となるべき者が２者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

予決令第85条の基準（平成16年６月10日国官会第366号）に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Ishii Yasuo Director-General of West Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the products to be procured : 16

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Equipment with interface function and information collection function 31 sets

⑷　Delivery period : March 19, 2026

⑸　Delivery place : As the tender explanatory pamphlet shows

⑹　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding System

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

⑺　Qualification for participating in the tendering procedures, Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　not be currently under suspension of nomination by Director-General, West Japan Civil Aviation Bureau.

④　have Grade A “Manufacturing” in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2022／2023／2024

⑤　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order (The requirements are shown in the general evaluation standard)

⑻　Time-limit for tender : 17 : 00 November 14, 2024 : 10 : 00 November 15, 2024 in case of by hand.

⑼　Contact point for the notice : Contract Division, General Affairs Department, West Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―1―41 Otemae Chuo-ku Osaka 540―8559 Japan TEL 06―6937―2708